

桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会
映像による情報発信事業業務委託に係る企画提案要領

1. 業務名 映像による情報発信事業

2. 趣旨・目的

本要領は、桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会が実施する「映像による情報発信事業」の受託者を選定するために実施する、公募型プロポーザルに関する事項を定めるものである。

3. 事業の内容

訪日外国人観光客の誘致を目的に桐生・足利両市の魅力を紹介する観光プロモーション映像を企画、制作し、YouTubeをはじめとするインターネット動画共有サービスやメディア等を活用した映像配信および動画閲覧者等の情報分析を行う。

※詳細は仕様書のとおり

4. 委託料の上限

(1) 13,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 応募に要する経費は含まず、自己負担とする。

イ 採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりを求める。

5. 納期

令和3年3月26日まで

なお、仕様書へ記載された業務を全て終え、納品完了とする。

6. 契約期間

契約締結の日から、令和3年3月26日まで

7. 参加資格要件等

次の要件のすべてを満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。

(2) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

(3) 桐生市及び足利市の競争入札参加者指名停止要領等の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びに桐生市および足利市の暴力団排除条例等に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（令和11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、採用業務に関し必要となる資格その他の条件等を満たす者であること。

8. スケジュール

- (1) 募集開始 令和2年6月19日（金）
- (2) 参加申込 令和2年6月25日（木）午後5時必着
※詳細は下記9のとおり
- (3) 質問期限 令和2年7月2日（木）午後5時まで
- (4) 質問回答期限 令和2年7月8日（水）午後5時まで
※詳細は下記10のとおり
- (5) 提案書提出期限 令和2年7月15日（水）午後5時まで
※詳細は下記11のとおり
- (6) 一次審査 令和2年7月16日（木）・17日（金）
（書類選考） ※詳細は下記12のとおり
- (7) 一次審査結果通知 令和2年7月20日（月）
- (8) 二次審査 令和2年7月27日（月）
（プレゼンテーション） ※詳細は下記12のとおり
- (9) 二次審査結果通知 令和2年7月30日（木）

9. 参加申込

この申込は、プロポーザルへの参加意思を表明するもので、その後の審査等を円滑に行う為、参加希望者は、所定の様式により必ず提出するものとする。

- ・提出期限 令和2年6月25日（木）午後5時必着
- ・提出先 桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会事務局
住所：〒376-8501
群馬県桐生市織姫町1-1
桐生市産業経済部観光交流課内

10. 質問受付

企画提案書の作成にあたり疑義がある場合は、質問を受け付ける。

- ・受付期間 令和2年7月2日（木）午後5時まで

- ・質問様式 質問様式（様式2）
- ・質問方法 ファクス又は E-mail による。
 なお、E-mail の場合は、件名を「映像による情報発信事業質問事項」とすること。
 F A X : 0 2 7 7 - 4 3 - 1 0 0 1
 E-mail : kanko@city.kiryu.lg.jp
 （担当：桐生市観光交流課 松本）
- ・提出先 桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会事務局
- ・その他 受け付けた質問については、令和2年7月8日（水）までに回答する。
 回答は、参加申込者全員に対して行う。
 ※質問者の名は非公開とする。

11. 応募の手続き等

応募する場合には、次のとおり書類を提出する。なお、応募は1者につき1案とする。

（1）提案者提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式3）／10部
- イ 企画提案書本体（A4版・片面印刷・長辺ホチキス留め）／10部
 - （ア）制作方針
 制作にあたっての基本方針、コンセプト、制作スケジュール等を記載する。
 - （イ）制作映像のイメージ案
 イメージコンセプト等、両市の日本遺産の魅力の伝え方や視聴者の興味を引く工夫等を記載する。また、添付資料として、実績のある映像資料（DVDなど）を使用しても良い。
 - （ウ）ストーリー構成案
 ストーリーのあらすじや全体の構成、テーマを記載する。
 - （エ）キャスト
 ナレーターやその他出演予定の役者や声優の予定している個人名または、起用するスタッフのスキル等を可能な限り記載する。また、それらスタッフの活動実績も記載する。
 - （オ）宣伝・分析方法
 YouTube での映像配信を必須とし、その他メディア等での効果的な宣伝方法及び配信した結果の分析方法を記載する。
- ウ 業務実施体制表（様式4）／10部
 - ・「2 類似業務の主な実績」には、過去3年以内における映像制作業務等の受注実績がある場合に記載する。なお、事例は今回の委託業務担当予定者が制作したものに限る。

- ・「3 実施体制」には、制作業務に携わる技術者の体制を記載する。
- エ 制作スケジュール（様式任意・A4判1枚以内）／10部
- オ 費用見積書（様式任意・A4判）／10部
 - ※1部は原本で、残りはコピー可
 - ※業務項目毎に費用を記載する
 - 宛名は「桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会 会長 大津 豊」とする。
- カ 会社の概要パンフレット／1部 ※事業者のみ
- キ（企業の場合）法人登記簿謄本／1部
（個人の場合）戸籍謄本／1部
- ク（企業の場合）令和元年度決算書／1部
（個人の場合）令和元年分確定申告書の写しまたは所得課税証明書と完納証明書／1部
- ケ 誓約書（様式5・群馬県暴力団排除条例第7条関係）／1部
- コ 課税（免税）事業者届出書（様式6）／1部 ※事業者のみ
- サ その他資料（適宜）／1部

(2) 提出方法・提出期限

- ・提出方法 下記(3)の提出先あて、郵送又は持参する。
- ・提出期限 令和2年7月15日(水)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会事務局
住所：〒376-8501
群馬県桐生市織姫町1-1
桐生市産業経済部観光交流課内
電話：0277-46-1111(代)
FAX：0277-43-1001
E-mail：kanko@city.kiryu.lg.jp(担当：桐生市観光交流課 松本)

(4) 応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は返却しないこととする。
- ・提出された応募書類は、審査の必要上複製を作成することがある。

(5) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費については、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・企画提案書の著作権は、該当企画書提案者に帰属する。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。

12. 審査

(1) 審査方法

「映像による情報発信事業受託者選定委員会」を設置し、各審査委員が下記の項目について審査し、その結果を参考に審査委員長が受託の優先交渉者を決定する。ただし、提案者が1者のみの場合は、審査委員による審査を省略し、審査委員長が本業務の受託者としての適否を決定する。なお、一次審査は書類選考、二次審査はプレゼンテーションでの審査とし、二次審査の詳細については、一次審査合格者へ別途連絡する。

ア 費用

仕様書で提示した制作方針等を理解し、適切な金額で企画しているか。

イ 業務遂行力

企画や制作スケジュールは、過去の実績や業務実施体制を踏まえて、新型コロナウイルス感染防止策を講じつつ、迅速かつ確実に履行ができるか。

ウ クオリティ

提案された映像やデザインの案は見やすく、美しく、特に外国人が視聴した時に、ここはどこだろうと感じ、自ら検索し、訪れてみたいと感じることの出来るものであるか。また、役者や声優等を起用する場合は、適切で高度なスキルのあるキャストとなっているか。

エ ストーリー性

ストーリーはわかりやすく興味を引くものであり、多くの視聴数を獲得することができ、桐生市及び足利市の観光誘客につながる内容となっているか。

オ 話題性

コンセプト、制作手法、情報発信手法などにおいて、評判になり様々なメディア等で取り上げられるような、話題性のあるものか。

カ 独創性

提案された企画はオリジナリティに溢れるものであり、他に例がないような事業となっているか。

キ 宣伝及び分析手法

制作した映像を広く配信する手法として、情報拡散を効果的かつ戦略的に行う内容になっているか。また、配信した動画の閲覧者情報等を詳細かつ正確に分析できる手法となっているか。

(2) 審査結果

一次審査については応募者すべてに令和2年7月20日（月）、二次審査については対象者すべてに令和2年7月30日（木）を目途に、文書により通知する。

(3) その他

提案者が次の事項のいずれかに該当した場合失格とし、審査の対象としない。

- ・企画提案の提出書類に不備のある者
- ・企画提案の提出期限を過ぎて提出した者
- ・企画提案が本実施要領の条件を無視しているもの、又は、基本的要求事項を満たさないもの
- ・審査結果に影響を与えるような工作が行われた場合

13. 契約

- (1) 上記12において選定された者を事業の優先交渉者とする。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、最終的な契約内容及び委託金額は、桐生&足利ヘリテージツーリズム促進協議会との協議により決定する。
- (3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。